

表2 等価世帯所得、エンゲル係数(年間平均) : 低所得世帯、非保護世帯

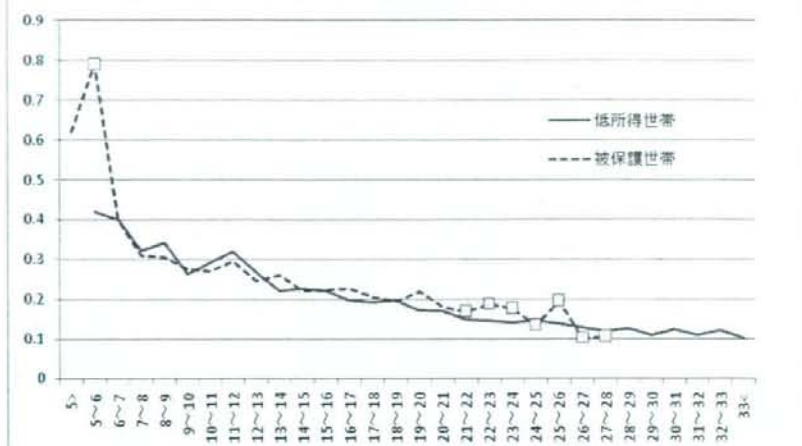
| 生計簿世帯(低所得) | | | | | |
|---------------------|------|--------|--------|--------|---------|
| | n | 平均 | 中央値 | 最小 | 最大 |
| エンゲル係数(全世帯) | 1833 | 0.3036 | 0.1707 | | |
| エンゲル係数(全世帯(1<eを除く)) | 1810 | 0.2009 | 0.1694 | | |
| 所得(月平均) | 1838 | 319950 | 308628 | 0 | 1034136 |
| 等価所得(月平均) | 1838 | 184832 | 181076 | 0 | 661798 |
| 家計簿世帯(被保護世帯) | | | | | |
| | 701 | 平均 | 中央値 | 最小 | 最大 |
| エンゲル係数(全世帯) | 695 | 0.2568 | 0.2410 | 0.0351 | 0.7900 |
| エンゲル係数(全世帯(1<eを除く)) | 695 | 0.2568 | 0.2410 | 0.0351 | 0.7900 |
| 所得(月平均) | 695 | 181623 | 164797 | 35186 | 563155 |
| 等価所得(月平均) | 695 | 131237 | 130763 | 30721 | 325138 |



(2) エンゲル係数

次に、所得に占める食費の割合(エンゲル係数)を見てみると(表2)(年間所得に占める年間の食費。エンゲル係数は月によって大きな変動があるため、年間の合算値で計算するほうが望ましい)、低所得世帯の平均は0.3036、被保護世帯の平均は0.2568である。ただし、低所得世帯においては、1より大きい数値をとる場合もあり、それらのサンプル(23サンプル)を除くと平均は0.2009と被保護世帯よりも小さくなる。被保護世帯と低所得世帯の平均値の差は、それぞれの所得の分布の差によるものと考えられる。被保護世帯に比べ、低所得世帯の方が所得の高い世帯が多く、エンゲル係数は所得が高いほど低いという性質があるためである。これを確認するために、等価世帯所得階級別にエンゲル係数の平均値を求めると、図4となる。極端に低い所得階層と、高い所得階層においては、被保護世帯のサンプル数が少ないため(□で表示)、統計的に有意でないと考えられるが、それ以外の階級においては、エンゲル係数の、被保護世帯と低所得世帯の差は殆ど見られない。

図4 エンゲル係数：等価世帯所得階級別平均



(3) その他の経費の割合

次に、食費以外の経費の所得に占める割合を、等価世帯所得階級別にみたものが、図5から図7である。住宅費は、被保護世帯の方が公営住宅などの恩恵を受けているため、低いと考えられたが、そのような傾向は見られない。ただし、図では持家比率を考慮していないので、持家を持たない低所得世帯においては住宅費の割合が被保護世帯よりも高くなる可能性がある。光熱費・水道費は、食費と同様に、極端に低い所得階層以外には、二つの差は殆ど見ることができない。衣服費は、変動が大きく解釈が困難である。

図5 住宅費の割合



図6 光熱・水道費の割合

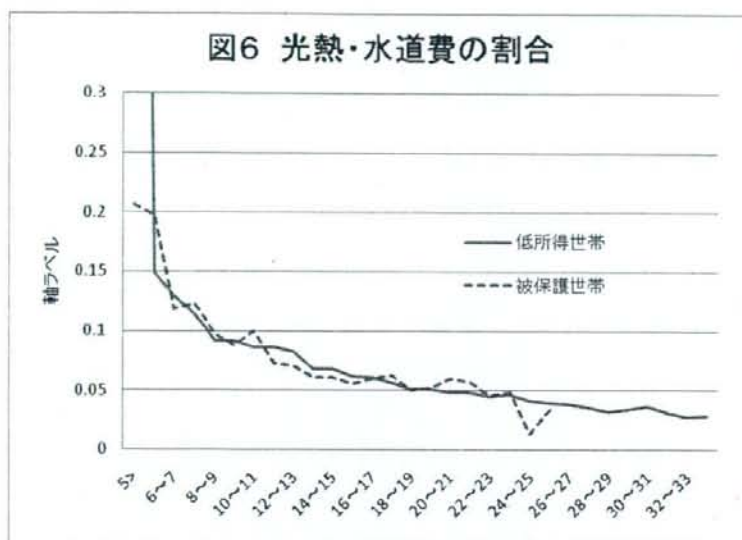
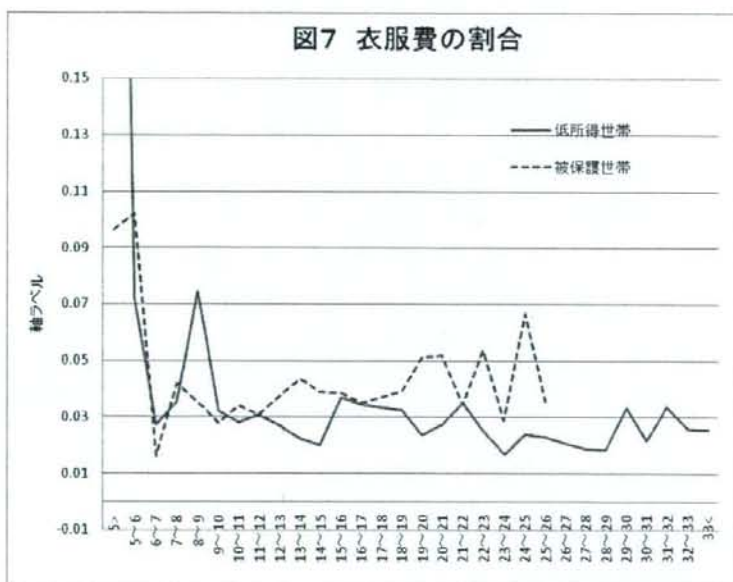


図7 衣服費の割合



4. 重回帰分析

しかし、3. で行ったような経費が所得に占める割合の分析には大きな落とし穴がある。まず、第一に、被保護世帯と低所得世帯の間には世帯類型別割合の大きな差があるからである。例えば、何故なら、被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は、低所得世帯より約10%多いが、高齢者世帯は比較的持家率も高く、衣服費などの必要性も低いと考えられる。次の問題が、被保護世帯においては、必要経費の一部（医療費や介護費など）が生活保護制度から別に支給されていることである。そのため、それらを所得の中から充当しなければいけない低所得世帯に比べて、それら以外の経費に充てる割合が高くなると考えられる。

そこで、割合ではなく実際の金額の比較を行う。ここでは、世帯類型ごによる消費パターンの違いや、所得階層による消費パターンの違いをコントロールするために、重回帰分析の手法を用いる。

結果は表3である。ここでは、食費、医療費、教育費、住宅費、家具及び家庭用品、被服費、交通通信費、教育娯楽費、その他支出を被説明変数とし、被保護であるか否か（被保護ダミー変数=1被保護世帯、=0低所得世帯）を説明変数とするOLS推計を、それぞれ二つのモデルを用いて行った。モデル1には、コントロール変数として、世帯類型（高齢世帯、母子世帯、障害・傷病世帯、ベースは「その他世帯」）、世帯人数、等価世帯所得、モデル2には、それらに加えて被保護であるか否かと世帯類型のクロス項を加えたものである。クロス項を加えたのは、特定タイプの被保護世帯の消費パターンの違いをみるためである。

まず食費を見ると、等価世帯所得の係数が正で有意となっており、食費が所得が上昇するにつれて上がる傾向を適切に表している。また、世帯人数も食費を増加させる要因であることが確認される（一人あたり約8000円の上昇）。着目される被保護ダミー変数においては、モデル1は負、モデル2は正で両方とも有意ではない。障害・傷病世帯は、モデル1においてもモデル2においても、大きく正で有意であるが、モデル2においては被保護世帯とのクロス項で大きく負となっているので、被保護でない（低所得の）障害・傷病世帯における食費のみが大きくなっていることがわかる。同様に、母子世帯は、モデル2において負で有意であるが、クロス項では正となっているため、被保護でない（低所得）母子世帯が「その他の世帯」に比べて低い食費で抑えていることがわかる。

次に、医療費を見ると、モデル1においては、被保護ダミー変数が負で有意であるが、モデル2においては、負であるものの有意ではなく、被保護と高齢世帯のクロス項が大きく負で有意となっている。被保護である場合は、医療費が生活保護費から別に出されるため、家計の負担にならないことが、ここに表れている。母子世帯は、被保護であっても、そうでなくても、「その他の世帯」に比べて医療費が少ない。また、医療費は等価世帯所得に影響されていないことが興味深い。

逆に、教育費については等価世帯所得の影響が正で確認される。被保護ダミーの係数は、負であるが有意でない。高齢世帯は、子どもがいないため、教育費が負で有意である。母

子世帯の係数は、ベースが「その他の世帯」であるためか、どれも有意でない。教育費の分析は、子どもの人数や年齢など、さらに詳しい世帯情報をコントロールして行うことが望ましい。

住宅費については、高齢世帯、母子世帯、障害・傷病世帯が、どれも負で有意であり、「その他の世帯」に比べて住宅費が少ないことがわかる。しかし、被保護ダミーとのクロス項では有意でないものすべて正になっているため、被保護であるとの関係が若干薄れる可能性もある。

家具および家庭用品は、係数は小さいものの等価世帯所得が正で有意である。また、高齢世帯、母子世帯もこの経費が高い。被保護の高齢世帯については、この傾向が逆転する。

被服費も、等価世帯所得の正の影響が確かめられる費目である。このほか、母子世帯、特に被保護の母子世帯は、被服費の支出が「その他の世帯」に比べて多い。障害・傷病世帯も被服費が多くなっているものの、被保護の障害・傷病世帯では、この傾向が認められない。

交通通信費も、等価世帯所得の影響が認められる。そのほか、被保護ダミー変数の係数は負で有意であることから、被保護であることは交通通信費への支出が少ないことがわかる。また、高齢世帯も、被保護、低所得にかかわらず、交通通信費が少ない。

教育娯楽費は、被保護ダミー変数の係数が大きく負で有意となっており、被保護世帯における教育娯楽費の支出が少ないことを示している。しかし、被保護の母子世帯については、その傾向は緩和される。

「その他の経費」においても、教育娯楽費と同様に、被保護ダミー変数の係数が大きく負で有意となっている。また、高齢世帯、障害・傷病世帯においても、これらの経費が大きく正で有意となっているものの、被保護の場合は、これが緩和される。これらのことから、「その他の経費」の中には介護費が大きく占めることが推測される。

表3 支出費のMultiple Regression Analysis

| | 食費(food a) | 医療費(health a) | 教育費(edu a) | 住宅費(house a) | 家具及び家庭用品 |
|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 等価世帯所得 | 0.02747 *** | -0.00233 | 0.02065 *** | 0.0017 | 0.00768 *** |
| 被保護(=1) | -478.3 | -4863.5 *** | -1740.3 | 1468.3 * | 457.5 |
| 高齢世帯(*1) | -1230.6 | 810.8876 | -3513.8 * | -2640.66 ** | 1378.017 *** |
| 母子世帯(*1) | -1347.0 | -2695.2 ** | 2214.7 | -2513.4 * | 1747.1 *** |
| 障害・傷病世帯(*1) | 4457.9 ** | -988.3 | -3030.4 | -3683.9 *** | 1132.4 |
| 世帯人数 | 8271.3 *** | 25.1 | 5764.5 *** | 131.6 | 532.3 *** |
| 被保護×高齢世帯 | -4187.4 | -6338.3 *** | 7745.7 * | 782.7 | -3535.0 *** |
| 被保護×母子世帯 | 2767.5 | -778.1 | -2377.9 | 2987.4 | -323.8 |
| 被保護×障害・傷病世帯 | -28802.0 *** | -3115.1 | 7917.1 | 4257.4 | -646.4 |
| 切片 | 22875 *** | 11591 *** | -8328.51 *** | 6403.739 *** | 2343.748 *** |
| R二乗 | 0.3266 | 0.0231 | 0.1067 | 0.0083 | 0.0318 |
| n | 2533 | 2533 | 2533 | 2533 | 2533 |

(*1) ベースは「その他世帯」

| | 被服費(cloth a) | 交通通信 | 教養娯楽(recrea a) | その他(expetc a) |
|-------------|--------------|--------------|----------------|---------------|
| 等価世帯所得 | 0.0193 *** | 0.0526 *** | 0.03852 *** | 0.09348 *** |
| 被保護(=1) | 344.5 | -4089.2 *** | -4508.4 *** | -10745.0 *** |
| 高齢世帯(*1) | 395.0253 | -5406.94 *** | -676.76 | 5098.418 *** |
| 母子世帯(*1) | 5856.8 *** | -935.4 | 1739.9 | -3464.7 |
| 障害・傷病世帯(*1) | 2013.1 *** | -1513.4 | -1747.0 | -7683.2 * |
| 世帯人数 | 911.5 *** | 845.3 | 1184.3 *** | 5890.1 ** |
| 被保護×高齢世帯 | -1363.7 | 4189.0 | 1125.0 *** | -1383.1 * |
| 被保護×母子世帯 | 3334.2 ** | 453.5 | 5043.7 * | -6268.7 |
| 被保護×障害・傷病世帯 | -6541.7 *** | -2072.0 | 4386.2 | 3615.6 |
| 切片 | -438.273 | 5705.359 *** | 4243.438 *** | 8393.899 *** |
| R二乗 | 0.1794 | 0.2343 | 0.2481 | 0.1964 |
| n | 2533 | 2533 | 2533 | 2533 |

生活福祉資金貸付制度の分析

田宮 遊子（神戸学院大学）

1. はじめに

本稿では、低所得者を対象とした公的な制度である生活福祉資金貸付制度について検討する。まず、制度内容と制度変遷を簡単に整理したのち、先行研究の傾向をまとめる。最後に、制度利用者の特徴と政策効果を考察する。ただし、最後の点については、本制度に関して利用可能なデータが乏しいことから、既存調査と先行研究をもとに、それらの中で示された知見を整理するにとどまっていることをはじめにお断りしておきたい。

2. 生活福祉資金貸付制度の概要

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者世帯を対象に、現金の貸付と援助指導を組み合わせる対象者を支援する制度である。生活福祉資金は公費が投入されている公的な制度であるのは間違いないのだが、単独の法律で規定されているのではなく、要綱、通知、通達によって制度運営が行われる補助金事業となっている。生活福祉資金と同種の貸付金制度である母子寡婦福祉資金が単独の法律を根拠にしていることは対照的である。

生活福祉資金の貸付の対象となる「低所得者」とは、市町村民税非課税程度の世帯とされ、生活保護基準を上回るが低所得の世帯を指している。ただし、市町村民税非課税程度という基準は、実施主体によって異なり、自治体によって生活保護基準の1.5倍であるとか1.8倍などを目安としている。そうすると生活保護受給世帯は貸付を受けることができないかということ、そうではない。「自立促進をするために必要があると認められる場合」には利用することができる。その場合、貸付金は収入から除外され、返済する際には償還金を控除して収入認定される。障害者と高齢者に関しては制度利用にあたって基本的に所得は問われない。

制度の実施主体は都道府県社会福祉協議会で、借受世帯の援助指導は民生委員が行う。社協という民間団体と民生委員が制度を担うのは、そもそも生活福祉資金は民生委員による戦後の「世帯更生運動」のなかで制度化が主張されてきたものであるという歴史的経緯によっている。

貸付金の種類は、更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、要保護世帯向け長期生活支援資金、自立支援対応資金の大きく10種類となっている(図表1)。各資金ごとに貸付限度額は異なっている。償還期間は緊急小口資金が4カ月以内と最も短く、修学資金が20年以内と最も長い。償還にあたっては、年3%の利子がつくが、据置期間内は利子が発生しない。修学資金と療養・介護等資金のみは無利子となっている点特徴的だ。また、貸付金を借りるためには、連帯保証人が必要となる。ただし、緊急小口資金だけは連帯保証人が不要である点特徴的だ。

償還金については、償還を免除される場合もある。具体的には、①借受人、連帯借受人の死亡(死亡しかつ相続人又は連帯保証人から未済額を償還させることが困難であるとき)、②借受人、連帯借受人の所在不明(2年以上所在不明でかつ相続人又は連帯保証人から未済額を償還させることが困難であるとき)、③償還期限到来後2年経過しても借受人、連帯借受人、連帯保証人から償還未済額の償還が著しく困難なときがそれに当たる¹。

貸付金の財源は、制度創設時に国が1億円、都道府県が合わせて1億円を負担したのがそもそもの原資となっている。以降は、貸付原資に対して貸付実績等に応じて国が3分の2、都道府県が3分の1を補助金として負担する(ただし、離職者支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金は国が4分の3を補助する)。具体的には、各都道府県の社協が、毎事業年度作成する貸付事業運用計画において、年度中の貸付計画額と翌年度当初3箇月間の貸付計画額との合計額を貸付資金所要額とし、この貸付資金所要額に対して貸付財源となる前年度からの繰越金、年間償還元金の予定額等の合計額が不足する場合に、その不足額について都道府県に交付申請を行い、都道府県は、これに対して審査を行ったのち、厚生労働省に交付申請を行う仕組みとなっている²。また、貸付の事務費は貸付金の利子3%のうち2%をあて、不足する場合は国と都道府県がそれぞれ2分の1ずつ負担する。貸付金の利子の残り1%分は、貸付金の償還が免除された場合の引当財源である「欠損補てん積立金(貸倒引当金)」に計上される。

2006年度末段階の貸付状況は、貸付原資額が2100億円でそのうち貸付中の金額が978億円であった。また、2006年度の償還率は全体で64%(償還計画額121億円、償還済額77億円)、資金の種類ごとにみると、修学資金(74.6%)、住宅資金(74.3%)、災害援護資金(70.6%)、福祉資金(70.5%)が7割台と高く、次いで、療養・介護等資金(64.8%)と生活資金(63.4%)が6割台で、更生資金(52.1%)が5割台、緊急小口資金(45.6%)は4割台で、もっとも低いのが離職者支援資金の38.2%であった³。

¹ 生活福祉資金貸付金償還免除規程の第1

² 会計検査院「昭和60年度決算検査報告」

³ 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」第6回(2007年12月14日)資料

3. 世帯更生資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度の変遷

生活福祉資金という名称は1990年からで、それ以前は世帯更生資金という名称であった。生活福祉資金の前身である世帯更生資金は、戦後に民生委員が中心となって創設した。民生委員は、戦後生活保護に関与できなくなったかわりに、貸付金の実施者へと移行した。貧困者救済と自立更生をめざした民生委員による「世帯更生運動」は、1951年に岡山県ではじまり（「民生委員一人一世帯更生運動」）、1955年には全国で展開されるにいたる。この運動の成果として、1955年に世帯更生資金の国庫補助が実現した。

世帯更生資金の種類は当初更生資金のみだったが、1957年に生活資金、医療費貸付制度が、1961年に身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、1962年に災害援護資金が新設された。その後、1972年に福祉資金、2001年に離職者支援資金、2002年に長期生活支援資金、2003年に緊急小口資金、2007年に要保護世帯向け長期生活支援資金、2008年に自立支援対応資金が新設された。あわせて、資金の種類や費目の移動も行われてきた。資金の新設や統廃合、費目の移動や統廃合を整理したのが図表2である。生活福祉資金は、低所得層の自立更生を目的として始まったが、障害者や高齢者をも対象に含めていき、また、生業支援から一時的臨時的な支出への支援、さらには災害や公害といった社会問題への救済までをも貸付事由に含めてきた。江口英一が「ゴツ煮」と、岩田正美が「寄木細工」と表現しているように、新しい資金や費目を追加し、統合することを繰り返して制度は膨張してきた。

4. 先行研究

岩田（1990）は貸付という制度が福祉制度として実施されていることがもつ意味と効果が体系的に説明されている。社会福祉における貨幣貸付の特徴としては、まず、生業や事業への貸付にみられるような、新たな貨幣を生む可能性を与えることにある。これは、「貨幣給付」に比べて「間接的」、「迂回的」であり、事業に失敗する危険もあるが、「サービス利用当事者の能力活用と私的自由は最も保証される」（141）。もう一つの特徴として、「消費生活上の資金」として使うことで、収入と支出を「平準化」する作用を及ぼすことにある。この場合も「貨幣給付」に比べて「間接的」、「迂回的」であり、「収入増の見込み違い」や「過剰貸付け」などの危険もあるが、「近代社会の私的生活者の自由を最大限生かそうとする方法」であるという（142）。社会福祉における「貨幣貸付」の役割は3つ挙げられている。まず、「もともと『返済』が要件となるため、給付ほどには対象設定に厳格性を要求しないですむ」から、「個別的な性格の強い問題や利用者の特殊な状態にゆるやかに対応しながら、使い方によっては相当幅の広い問題（ニード）に対応し得る可能性をもっている」（143）という。また、資産や社会的信用がないために一般の金融業の信用調査によ

て排除されるが、「働く能力があり、あるいはそれを向上させる余地のある人々、もしくは、家計収支調整や生活設計をなすうる最低の能力をもった人々に働きかける方法としての役割をもつ」(144)という。さらに、「一般の貸付業への抵抗手段」としての意味をもつという(144)。

また、1960年代から1970年代には、世更制度をボーダーライン層の研究の一環として、調査研究が蓄積された。都道府県、あるいは市町村レベルで、研究者と行政が連携して貸付金受給者の実態調査が行われた。調査結果をもとに、貸付金の有効性が検証された。さらに、貸付金利用者を低所得者層として把握し、低所得者層の実態、ニーズを知る手掛かりとしていた。

一例を挙げると、神奈川県社会福祉協議会の1956年の調査報告書『貸付資金の効果の測定—母子福祉資金はいかに利用されているか—』では、生業資金の効果について、借り受けることでその後も生業によって生活が安定したといえるのは15%と少ないことを指摘している。また、自立への効果があったかどうかは貸付金の償還状況から推測できるが、償還をしている者は72%と高い。しかし、「償還財源は生活費をつめてあらゆる収入からしばり出されているように見える。だから貸付資金の効果は償還成績によって判定することには相当の無理があるように思はれる」と分析している。

また、神奈川県の1963年の報告書『昭和37年度福祉資金行政実態調査報告』では、分析、執筆を氏原正治郎や小池和男が行っており、借受人の職業に重点をおいた分析が行われている。たとえば生業資金に関しては、資金を借りて実際に事業を行ったのが88%、借受時点から調査時点まで事業を継続している世帯が73%、事業収入が増加した世帯が56%、主として事業収入の増加によって暮らし向きの向上した世帯が43%と効果は減少していく。返済を申請通り行っている世帯は60%であり、事業収入増加世帯とほぼ同水準であった。また、暮らし向きが「楽になった」世帯は70%、貸付金が役立った世帯は88%（「大いに役立った」(66%)、「少し役立った」(22%)）であり、事業への直接の効果だけでなく、何らかのプラスの効果があったと考えられるとしている。修学資金（母子福祉資金の修学資金）に関しては、日本育英会奨学金との比較において、育英会奨学金が高校の奨学金生採用率が3%台と低いのに対し、修学資金は高校生が過半数を占めていること、育英会のように学力を問わないことから、「日本育英会の一般奨学金をうけるほどの学力はないが、一般世帯の子女ならば、高校へ進学するレベルと同等以上の学力の持主」に対応できる点で、独自性をもつと分析している。

東京都社会福祉協議会の1969年から70年にかけて実施した調査の結果と分析が、それぞれ独立した冊子として公表されている。分析は、『低所得階層と世帯更生資金制度—問題別委員会研究報告—』として、江口英一、川上昌子、北浦春夫、杉村宏、高野史郎、永田幹夫、三浦文夫、三和治、向山耶幸が執筆している。調査結果報告は、『世帯更生資金借受世帯の実態—調査報告—』として更生生業費による「生業」関係の部分を川上昌子、その他の資金関係の部分が向山耶幸、全体のアレンジおよび序章を江口英一が行っている。調査

結果をふまえながら、制度自体の拡充を求めている。たとえば、生業費については、貸付件数は減少しているものの、存続が必要としている。熟練・経験を有する者に対しては、「業主になることができ、一定の収入を得ることができ、一代だけ維持すること」(83)ができるように貸付限度額が時決定されるべきで、不熟練労働者は収入が低く、廃業率も非常に高いが、雇用者にもなりにくく、雇用者になった場合にも低賃金となるにちがいないから、これらの層を生業費の対象から除くべきではなく、かつ、返済についてはある程度余裕のある方法を用いながら、貸付けられる必要がある(83)と指摘している。

また、世更制度の改革案として7点の提言をしている。以下簡単に列挙する。

・中高年齢層対策としての運用

「社会的肉体的に労働能力がおとろえ、稼得力において劣位に立つ」者(ここでは、中高年齢層、障害者、女性がそれに該当するとしている)に貸付をもっと集中させ、貸付件数、金額を多くするべきであるとしている。

・「保障基準」の設定

世帯更生資金貸付制度における「貸付基準」は東京都の場合保護基準の1.5倍であるが、そうした水準を一定の「保障基準」と考える。借入後に一定期間をすぎてもその基準程度、あるいはそれ以下の生活水準の場合には、利子の減免、償還金の猶予、返済金の延長等の方法を講じて、すみやかにその基準以上の生活になるよう指導する。さらにどうしても基準以上に達しないときは「補助金」としてとりあつかう場合もありうる。

・対象を小単位世帯に

貸付基準、保障基準は夫婦と未成年の子といった小単位にする。子どもが就業している場合にはその収入は別収入とし、子どもに扶養されている場合は無所得と扱う。

・借受申請は就業者自身とする

世更資金の申請者は生計中心者となっているが、同一世帯の子が成人して就業または就業可能なときは子どもも申請可能とする。この場合、同一世帯の親子間で連帯保証人にできる。

・貸付原資の増額

貸付金の補助金を生活保護費の増加の趨勢と同じ比率で増額する。一件あたりの貸付額、貸付件数を増大させるべき。

・機構の再編成

現行制度の「地域主義」とでもいうべき個人的つながりによる運用や、地区社協間、都道府県間のアンバランスなどをなくすべき。貸付業務のみに仕事集中している現在の状況から、「アフターケアのような事後の指導をつよめるとともに、それを誰が担当するかその機構をもっと近代化し、現実に適合するように」すること(119)が必要であり、また、地域の単位を広域化すること(9)が必要。

・制度の法制化

保障基準を設定するという「厳密で積極的な政策を推進する」(115)ためには、生活保護とおなじような生活調査がおこなわれることを前提とするので、現在の民生委員と社協の体制では困難であり、制度の法制化が必要となる。現状の運営の問題(民生委員がほぼ無報酬で活動しているために活動が不可能、かつ意欲がおこらない)、事務機構の問題(社協事務員の事務は煩雑であるが事務費は利子に依存しており不十分)、実施体制の問題(貸付業務に集中し、借受者のアフターケアが全くなおざりにされている)を解決するためにも法制化が必要。

また、民生委員の役割については、対象者の特性に応じた形に再検討することを提案している。具体的には、「規則的就労者」には「精々そのニードのすい上げにとどまり、積極的にこれらと結びつくことは少」くし、「不安定就労層乃至老齢、疾病その他については、その生活援助について一定の役割を果たしうる」。生業資金については、「経営コンサルタントその他の専門的知識を有する人あるいは団体と緊密な連絡を持っていく必要があり、民生委員の役割は「これらの専門的知識をもつものへの、インホメーション・サービスにとどまることはさげられない」(100)としている。なお、ここでの提案は江口英一の1972年の論文「今日の低所得層と世帯更生資金制度の方向」でも主張されている。

制度が法制化されていないことについては、佐藤(1980)でも問題視されている。国の低所得対策の1つの柱にもかかわらず事務次官通達により運用される制度(法律となっていない)であることの利点として、「それぞれの地域の実情を生かした弾力的運用を可能にする」が、問題点として、「運用権限を有する都道府県社協サイドの思惟に左右されるおそれもある」ことを指摘している(103)。たとえば、自治体によっては、身体障害者が生業資金を借入れて通勤用自動車を購入する場合に、自動車の排気量を制限しているところもあることを指摘している。「より公正にして民主的な運用がはかられるよう検討されるべきであり、また、利用者の意見も運用に反営される方途を考えるべき」としている。

最近の研究では、佐藤(2001)で一自治体(「A市B区」)の1994年から1999年の「生活福祉資金貸付面接・相談票」を用いて、生活福祉資金借受相談者の分析を行っている。相談件数は5年間で32件と量的には多くはないものの、それらの具体事例をふまえた問題提起を行っている。借受相談時にすでに要保護状態である者が多いこと、また、福祉事務所との連携(福祉事務所への連絡、通報、社協へのフィードバック)が弱いために、相談者が要保護状態にある者であった場合に福祉事務所へつなげられず、結果として「放置」してしまうことになることを指摘している。また、全社協による今後の生活福祉資金の改革案(全国社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業運営小委員会1998年「生活福祉資金貸付事業の活性化と今後のあり方について」)について、否定的な見解を述べている。全社協の同文書では、大学、短大の修学費の有利子化と償還期限の短縮、連帯保証人をたてるかわりに借受人が「保証料」を支払うという制度(「福祉貸付保証共済制度(仮称)」)の実施、地域の団体に対して資金貸付を可能にする制度(地域福祉事業への貸付)の実施を提案しているという。「福祉貸付保証共済制度」については、保証料を支払えない者を排除することに

なり、さらに利用しにくくなると指摘している。

近年では、災害時の緊急援助の一手段としての貸付金制度の研究、高齢者世帯のリバースモーゲージ制度としての研究、不況期の緊急援助としての研究、多重債務問題と関連した研究がみられるようになっている。

5. 貸付件数の推移とその原因

以下では、世帯更生資金・生活福祉資金の実施状況をみていく。

まず、制度創設時から現在に至るまでの貸付件数の推移をみていく。図表3は、1955年から2006年までの資金の種類別貸付件数の推移を示している。貸付件数全体では、1960年代まで増加し、1966年には3750万件に達し、以降1970年代は漸減傾向となる。1976年には2640万件と一旦底をつくが、1980年代にかけて再び増加する。しかし、1985年をピークに翌年には急減し、以降は減少していく。ただし、2002年以降に新設された離職者支援資金と緊急小口資金の影響で全体の件数が増加している。

資金の種類別に貸付件数の推移をみていくと（図表4）、制度発足当初は更生資金が中心となっていたが、1969年に住宅資金がそれを上回る。1970年からは修学資金の貸付件数が伸びていき、1980年には最も貸付件数が多い資金となる。以後、修学資金以外の資金の貸付件数は減少傾向となり、1990年代以降は修学資金が過半数を占め、現在では6割程度を占めている。

ここで、同じ貸付制度である母子福祉資金の趨勢と比較してみよう。母子福祉資金は、母子世帯を対象とした貸付制度で、世帯更生資金よりも2年早い1953年に創設された。図表5は、生活福祉資金と母子福祉資金の貸付件数の推移を示している。母子福祉資金は母子世帯のみを対象とした制度であるが、低所得者全般を対象とした生活福祉資金よりも貸付件数は一貫して多い。母子福祉資金はほとんどの場合無利子⁴であるという条件の違いが関係するのだろうか。貸付件数の大半を占める修学資金に関して、母子福祉資金の修学資金の方が生活福祉資金の修学費よりも月支給額が高いことも影響しているのだろうか。

母子福祉資金は1962年と1972年に件数の低下の谷がみられるが、1973年から1987年にかけて増加傾向となる。それ以降は漸減傾向にある。80年代後半に貸付件数のピークを迎えている点は両制度に共通しているが、その後の減少幅は生活福祉資金の方が急激であ

⁴ 母子福祉資金の資金の種類は、事業継続資金、事業開始資金、就職支度資金、技能修得資金、修業資金、結婚資金、転宅資金、住宅資金、修学資金、就学支度資金、医療介護資金、特別児童扶養資金の13種類で、それらのうち、住宅資金と医療介護資金のみ貸付利子3%がかかるが、それ以外は無利子である。

⁵ 生活福祉資金の修学費は、月額3.5万円（高校）、6万円（高専、短大）、6.5万円（大学）であり、母子福祉資金の修学資金は、月額4.5万円（高校）、4.8万円（高専）、7.95万円（短大）、8.1万円（大学）である。

る。では、母子福祉資金の貸付金の種類別に件数をみると（図表6）、生活福祉資金よりも顕著に修学資金の占める割合が高いことがわかる。制度発足3年目ですでに事業開始資金と事業継続資金の合計貸付件数を上回る。1970年代後半以降、現在まで、修学資金と就学支度資金の合計が制度全体の貸付件数の9割を占めている。

話を再び生活福祉資金に戻して、貸付件数の増減の要因を先行研究、既存資料から探ってみよう。

まず、更生資金の減少については、生業・自営業の存立が時代的に難しくなっていること、現在では自営業を営むのに更生資金の額では意味のあるものではなくなっている、という指摘がある（岩田1990など）また、福祉資金の貸付件数は減少傾向にあるが、急増する年が不規則に出現している。これは、特例措置による影響があると考えられる。図表7に示したように、災害時、大規模な公害病や、その他の社会保障制度の変更への対応といった、突発的な事態に対して特例措置がとられてきた。岩田は、これを「社会問題対策としての別枠」であり、貸付業務現場では「本来の業務以外の政治の尻拭い」という声もきかされると述べている（岩田1990：149）。この特例貸付の実施が、単発的な貸付件数の突出した増加をもたらしている側面がある。たとえば、1975年に国民年金等の一部改正に伴う特別納付に要する保険料の特別貸付が行われたことで、急激な増加、その後の減少がみられたという記述もみられる（全国民生委員児童委員協議会1988：651）。

1970年代前半までの貸付件数の減少について、東京都の結果からの指摘ではあるが、江口英一は次のような指摘をしている。1961年と比べて東京都の世更資金の件数、貸付総額ともに大幅に減少しているのに対し、被保護世帯数と保護費支給総額は増加していることから、低所得階層の傾向を反映していないという。「逆に、世帯更生資金の貸し付けのワケないしその運営の仕方が、貸付世帯の大きさを決定していることを示すものだといわざるを得ない」（東京都社会福祉協議会1970：5）。「貸付金の償還、それによる貸付原資の回転運用に強い努力が集中するときは、結局、償還能力の高いものに貸付が限定され、真にこれを必要とするものが疎外されていく結果を生むか、貸付をしないとといった結果を生じやすい。現にそのような事実は東京都において2・3年前現実となつてあらわれた。すなわち、現行の制度での運用が民生委員を中心としているから償還のための調査、促進などが民生委員の仕事として協調されたとたん、貸付件数自体が目に見えて減少したのである」（同：119）と指摘している。

1970年代後半の貸付件数の伸びは、1973年の石油危機に対し、貸付金原資の倍増や、業務に電算システムを導入するなど、運営強化が図られた（全国民生委員児童委員協議会1988：260-261）ことが一定程度影響している。1975年度は原資不足などで貸付が停滞したが、年度後半に5億2500万円の予備費が追加され、1976年度の原資補助金も大幅に確保されたことから、貸付決定額は大幅に増加した。それでも数県が年度途中で資金不足となるなど、原資は386億円と増額されたにもかかわらず、都道府県間の格差が広がる結果になったという（全国民生委員児童委員協議会1988：286）。

1980 年台後半以降減少傾向となったことには、1978 年から 1980 年にかけて行われた、会計検査院の実地検査、行政管理庁による補助金調査の影響がある。監査では、欠損補てん積立金（償還免除になった場合にあてる資金）の額が多額であること、貸付残高の 1000 分の 30 をこえる分（6.3 億円）は貸付原資に繰り入れることができることが指摘された。一連の監査をうけ、社協は欠損補てん積立金を貸付原資の 1982 年度までに約 3 億円をふりかえた。あわせて、欠損補てん積立金の積極活用、援助活動自体についても従来以上の積極的取組を行ったという。具体敵には、長期滞納世帯の実態把握、支払い免除を促進して欠損補てん積立金の活用が進められた。その結果、1981 年度は資金不足が指摘されることになるが、第 2 次臨時行政調査会によるゼロ・シーリングの実施の時期とかさなり、結果、補助金に厳しい枠がはめられた（全国民生委員児童委員協議会 1988：289, 573）。貸付金の利子 3%のうち 2%を事務費に、1%を欠損補てん積立金に充当していたのを 3%すべて事務費にあてることになり（1984 年）⁶、また、欠損補てん積立金の積立率が引き下げられていく（1984 年から 1990 年にかけて）⁷。さらに、国庫補助率が 3 分の 2 から 10 分の 6 へ（1985 年）、さらに 2 分の 1 へ引き下げられた（1986 年）⁸。

80 年代の欠損補てん積立金の引き締めにより、貸付原資が不足することになり、償還可能性を重視することで貸付決定が厳しくなるという「抑制的な運用を強い」ることになったという指摘がされている（佐藤 2002：269）。また、この時期は償還率が実際に過去よりも高くなっていることについて、岩田は「対象の性格からみてむしろ異常な高償還状況とみるべき」で、貸付対象が「安全な利用者」に限定されているのではないかと指摘している（岩田 1990：162）。このことは、修学資金が顕著に伸びていることもある程度説明できる。修学資金の対象は貸付のしやすい「安全な利用者」と考えられるがゆえに貸付件数が伸びているのだ。他の社会保障制度の利用が可能な障害者、高齢者、生活保護受給者を貸付の対象として拡大してきたのも、貸し倒れない「安全な利用者」であるからと指摘している（岩田 1990）。修学資金について、岩田（1990）と同様な指摘が佐藤（2002）でもされている。すなわち、修学資金の貸付が増加したのは、「制度運営者からみて世帯の自立という点から「貸しやすい」資金であり、償還金の回収という点でも、世帯員が進学すると高学歴化することに伴ってより収入の高い職業につく可能性もあり、回収可能性の高い資金でもあるから」（273）としている。

⁶ 2000 年に初めの取り扱い（利子 3%のうち 2%を事務費に、1%を欠損補てん積立金に充当）に戻された。

⁷ 2003 年に積立率自体が撤廃される。

⁸ 結局、1989 年に 3 分の 2 に戻された。

6. おわりに

現在、生活福祉資金の貸付件数はきわめて減少しているが、政府の方針としては廃止していく方向にはないようだ。「これからの地域福祉の在り方に関する研究会報告書」（厚生労働省地域福祉課、2008年）では、生活福祉資金が生活保護対象世帯となることを未然に防止する、あるいは保護からの脱却に一定の役割を果たしてきたと評価し、この制度がよりよく機能することが生活保護制度がよりよく機能することにつながるとして、存在意義を再確認している。また、多重債務問題や失業問題の深刻化に対し、生活福祉資金の周知徹底や拡充が求められてもいる。このような時事的な社会問題に応急的に対応する形で制度の枠を広げていくという、従来とられてきた制度改定を繰り返していくのか、あるいは江口英一がかつて指摘したような「保障基準」として設定し、給付化していくことで低所得対策として実質的に機能するような制度として抜本的に見直していくのか、今改めて議論を深める必要があるのではないだろうか。

図表1 生活福祉資金貸付条件等一覧(2008年度)

| 資金の種類 | | 貸付対象 | | | 貸付条件 | | 返済期間 | 償還期間 | 貸付利率 |
|-----------------|--------------------------------|--|------|-----|-------|--|-------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| | | 低所得者 | 障害者 | 高齢者 | 貸付限度額 | 借入期間 | | | |
| 更生資金 | 生業費 | 低所得者世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要 ・低所得者世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要 な経費 | ○ | | | 低所得者世帯280万円 以内 | 12月以内※3 | 7年以内 | 年3% |
| | | | | ○ | | 障害者世帯460万円 以内 | 18月以内※3 | 9年以内 | |
| | 技能習得費 | 低所得者世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職 するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及び その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 | ○ | | | 低所得者世帯110万円 以内※1 | 6月以内 | 8年以内 | |
| | | | | ○ | | 障害者世帯130万円 以内※1 | 6月以内 | 8年以内 | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる 経費として貸し付ける資金 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・増設回線訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具 の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設 備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・住宅を増築、改装、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受 けるのに必要な経費 ・低所得者世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得 するために必要な支出をする経費(支度費) ・その他、低所得者世帯が日常生活上一時的に必要な経費 | ○ | ○ | ○ | 50万円以内 ※5 | 6月以内※3 | 3年以内※6 | 年3% |
| | | | | | | ○ | ○ | 120万円以内 | |
| | 障害者等福祉用具購入費 | 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な 福祉用具等の購入に必要な経費 | | | | ○ | ○ | 200万円以内 | |
| | 障害者自動車購入費 | 障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にす る者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るために自 動車の購入を行うのに必要な経費 | | | | ○ | | 470.4万円以内 | 10年以内 |
| 中国残留邦人等国民年金追納金 | 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経 費 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 修学資金 | 修学費 | 低所得者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 ・低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学 校に就学するのに必要な経費 | ○ | | | (高校)月3.5万円以 内 (高専)月6万円以 内 (短大)月6万円以 内 (大学)月6.5万円以 内 50万円以内 | 卒業後 6月以内 | 20年以内 | 無利子 |
| | | | | | | | | | |
| | 就学支度費 | 低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学 校への入学に際し必要な経費 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 療養・介護等資金 | 療養費 | 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる 経費として貸し付ける資金 ・低所得者世帯に属する者及び高齢者が負傷又は疾病の療養 を行うのに必要な経費(当該療養の期間は原則として1年以 内の場合とする。)及びその療養期間中の生計を維持するた めに必要な経費 ・低所得者世帯に属する者、障害者及び高齢者が介護サービ ス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(当該必要な 経費を負担することが困難であると認められる期間が原則と して1年以内の場合に限る。)及びその介護サービス、障害者 サービス等の受給期間中の生計を維持するために必要な経 費 | ○ | ○ | ○ | 170万円以内※2 | 6月以内 | 5年以内 | 無利子 |
| | | | 介護等費 | | | | | | |
| 緊急小口資金 | | 低所得者世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計 の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の滞り、紛失 ・火災等被災 ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき | ○ | | | 10万円以内 | 2月以内 | 4月以内※7 | 年3% |
| 災害復旧資金 | | 低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる困難から自立更 生するのに必要な経費として貸し付ける資金 | ○ | | | 150万円以内 | 12月以内※3 | 7年以内 | 年3% |
| 離職者支援資金 | | 失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活 資金を貸し付ける資金 | | | | 月20万円以内(単 身世帯:月10万円 貸付期間:12月以内) | 12月以内 | 7年以内 | 年3% |
| 長期生活支援資金 | | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし て生活資金を貸し付ける資金 | | | | 土地の評価額の 70%程度 月30万円以内 貸付期間: ※4 | — | 借受人の死 亡時など | 年3%、又は 長期プライム レートのいず れか低い利 |
| 要保護世帯向け長期生活支援資金 | | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし て生活資金を貸し付ける資金 | | | | 土地及び建物の評 価額の70%程度 生活扶助額の1.5倍 以内 貸付期間: ※4 | — | 借受人の死 亡時など貸 付契約の終 了時 | 年3%、又は 長期プライム レートのいず れか低い利 |
| 自立支援対応資金 | | 自立生活サポート事業における自立支援プランの対象者に対 し、自立支援プランを実行するために必要な資金を貸し付ける | ○ | ○ | ○ | 月10万円以内 | 2月以内 | 7年以内 | 年3% |

※1 法令等において知識、技能を習得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額15万円以内。
 ※2 療養期間が1年を超えて1年6月以内の場合、又は介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超えて1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内。
 ※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金及び災害復旧資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、償還期間を2年以内とすることができる。
 ※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金が貸付限度額に達するまでの期間。
 ※5 住宅を増築し、改装し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な場合は、250万円以内
 ※6 住宅を増築し、改装し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な貸付料にあっては、償還期間経過後7年以
 ※7 5万円を超える貸付料にあっては、償還期間経過後8月以内

出所:『平成20年度版生活福祉資金の手引』より一部加筆

図表 2 生活福祉資金貸付制度の資金の種類の変遷

| 1955 | 1957 | 1961 | 1962 | 1963 | 1965 | 1972 |
|--------|------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|--------------|
| 世帯更生資金 | 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 |
| 生業資金 | 生業費 | 生業資金 | 生業資金 | 生業資金 | 生業資金 | 生業資金 |
| 支度資金 | 支度費 | 支度資金 | 支度資金 | 支度資金 | 支度資金 | 支度資金 |
| 技能修得資金 | 技能修得費 | 技能修得資金 | 技能修得資金 | 技能修得資金 | 技能修得資金 | 技能修得資金 |
| 生活資金 | 生活費 | 生活資金 | 生活資金 | 生活資金 | 生活資金 | 生活資金 |
| | 生活費 | 生活資金 | 生活資金 | 生活資金 | 生活資金 | 生活資金 |
| | 助産費 | 助産費 | 助産費 | 助産費 | 助産費 | 助産費 |
| | 葬祭費 | 葬祭費 | 葬祭費 | 葬祭費 | 葬祭費 | 葬祭費 |
| | 家屋補修費 | 住宅資金 家屋補修費 | 住宅資金 家屋補修費 | 住宅資金 家屋補修費 | 住宅資金 改修費 | 住宅資金 |
| | 医療費貸付資金 (別制度) | 増改築費 | 増改築費 | 増改築費 | 増改築費 | 住宅資金 住宅資金 |
| | | 修学資金 | 修学資金 | 修学資金 | 修学資金 | 修学資金 |
| | | 療養資金 | 療養資金 | 療養資金 | 療養資金 | 修学資金 療養資金 |
| | | 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 |

2001

2000

1998

1996

1990

1989

1987

生活福祉資金貸付制度

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 更生資金 生業費 支度費 技能修得費 |
| 身体障害者更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 障害者更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 障害者更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 障害者更生資金 生業費 支度費 技能修得費 | 障害者更生資金 生業費 支度費 技能修得費 |
| 生活資金 福祉資金 | 生活資金 福祉資金 | 生活資金 福祉資金 | 生活資金 福祉資金 | 生活資金 福祉資金 |
| 出産費 葬祭費 転宅費 身体障害者福祉資金 身体障害者自動車購入資金 中国残留邦人国民年金追納費 | 出産費 葬祭費 転宅費 障害者福祉資金 障害者自動車購入資金 中国残留邦人国民年金追納費 | 出産費 葬祭費 転宅費 障害者福祉資金 障害者自動車購入資金 中国残留邦人国民年金追納費 | 出産費 葬祭費 転宅費 障害者福祉資金 障害者自動車購入資金 中国残留邦人国民年金追納費 | 出産費 葬祭費 転宅費 障害者福祉資金 障害者自動車購入資金 中国残留邦人国民年金追納費 |
| 住宅資金 修学費 療養資金 | 住宅資金 修学費 療養資金 | 住宅資金 修学費 療養資金 | 住宅資金 修学費 療養資金 | 住宅資金 修学費 療養資金 |
| 修学支度費 災害援護資金 | 修学支度費 災害援護資金 | 修学支度費 災害援護資金 | 修学支度費 災害援護資金 | 修学支度費 災害援護資金 |
| 修学費 療養費 介護費 | 修学費 療養費 介護費 | 修学費 療養費 介護費 | 修学費 療養費 介護費 | 修学費 療養費 介護費 |
| 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 |

2008

2007

2006

2004

2003

2002

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 |
| 生業費 | 生業費 | 生業費 |
| 支度費 | 支度費 | 支度費 |
| 修得費 | 修得費 | 修得費 |
| 技能修得費 | 技能修得費 | 技能修得費 |
| 福祉資金 | 福祉資金 | 福祉資金 |
| 障害者福祉資金 | 障害者福祉資金 | 障害者福祉資金 |
| 障害者自動車購入資金 | 障害者自動車購入資金 | 障害者自動車購入資金 |
| 中国残留邦人国民年金追納費 | 中国残留邦人国民年金追納費 | 中国残留邦人国民年金追納費 |
| 修学資金 | 修学資金 | 修学資金 |
| 修学費 | 修学費 | 修学費 |
| 修学支度費 | 修学支度費 | 修学支度費 |
| 療養・介護等資金 | 療養・介護等資金 | 療養・介護等資金 |
| 療養費 | 療養費 | 療養費 |
| 介護等費 | 介護等費 | 介護等費 |
| 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 |
| 離職者支援資金 | 離職者支援資金 | 離職者支援資金 |
| 長期生活支援資金 | 長期生活支援資金 | 長期生活支援資金 |
| 緊急小口資金 | 緊急小口資金 | 緊急小口資金 |
| 要保護世帯向け長期生活支援資金 | 要保護世帯向け長期生活支援資金 | 要保護世帯向け長期生活支援資金 |
| 自立支援対応資金 | | |

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 |
| 生業費 | 生業費 | 生業費 |
| 支度費 | 支度費 | 支度費 |
| 修得費 | 修得費 | 修得費 |
| 技能修得費 | 技能修得費 | 技能修得費 |
| 福祉資金 | 福祉資金 | 福祉資金 |
| 障害者福祉資金 | 障害者福祉資金 | 障害者福祉資金 |
| 障害者自動車購入資金 | 障害者自動車購入資金 | 障害者自動車購入資金 |
| 中国残留邦人国民年金追納費 | 中国残留邦人国民年金追納費 | 中国残留邦人国民年金追納費 |
| 住宅資金 | 住宅資金 | 住宅資金 |
| 修学資金 | 修学資金 | 修学資金 |
| 修学費 | 修学費 | 修学費 |
| 修学支度費 | 修学支度費 | 修学支度費 |
| 療養・介護等資金 | 療養・介護等資金 | 療養・介護等資金 |
| 療養費 | 療養費 | 療養費 |
| 介護等費 | 介護等費 | 介護等費 |
| 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 |
| 離職者支援資金 | 離職者支援資金 | 離職者支援資金 |
| 長期生活支援資金 | 長期生活支援資金 | 長期生活支援資金 |
| 緊急小口資金 | 緊急小口資金 | 緊急小口資金 |

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 更生資金 | 更生資金 | 更生資金 |
| 生業費 | 生業費 | 生業費 |
| 支度費 | 支度費 | 支度費 |
| 修得費 | 修得費 | 修得費 |
| 技能修得費 | 技能修得費 | 技能修得費 |
| 障害者更生資金 | 障害者更生資金 | 障害者更生資金 |
| 生業費 | 生業費 | 生業費 |
| 支度費 | 支度費 | 支度費 |
| 修得費 | 修得費 | 修得費 |
| 技能修得費 | 技能修得費 | 技能修得費 |
| 福祉資金 | 福祉資金 | 福祉資金 |
| 出産費 | 出産費 | 出産費 |
| 葬祭費 | 葬祭費 | 葬祭費 |
| 転宅資金 | 転宅資金 | 転宅資金 |
| 障害者福祉資金 | 障害者福祉資金 | 障害者福祉資金 |
| 障害者自動車購入資金 | 障害者自動車購入資金 | 障害者自動車購入資金 |
| 中国残留邦人国民年金追納費 | 中国残留邦人国民年金追納費 | 中国残留邦人国民年金追納費 |
| 住宅資金 | 住宅資金 | 住宅資金 |
| 修学資金 | 修学資金 | 修学資金 |
| 修学費 | 修学費 | 修学費 |
| 修学支度費 | 修学支度費 | 修学支度費 |
| 療養・介護資金 | 療養・介護資金 | 療養・介護資金 |
| 療養費 | 療養費 | 療養費 |
| 介護費 | 介護費 | 介護費 |
| 災害援護資金 | 災害援護資金 | 災害援護資金 |
| 離職者支援資金 | 離職者支援資金 | 離職者支援資金 |
| 長期生活支援資金 | 長期生活支援資金 | 長期生活支援資金 |
| 緊急小口資金 | 緊急小口資金 | 緊急小口資金 |

注：太字は新規に創設された資金を意味する。

出所：『平成20年版生活福祉資金の手引』を参考に筆者作成。